

つくば市工事成績評定要領

平成 22 年 4 月 1 日 施 行

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 8 月 1 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

平成 26 年 6 月 30 日 一部改正

平成 27 年 6 月 18 日 一部改正

平成 29 年 4 月 3 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和元年 10 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）第 7 条に基づき、つくば市が発注する工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、請負代金額が 130 万円以上の工事とする。ただし、単価請負契約工事、災害復旧工事等の緊急工事、特殊な技術を要する工事及び機器設置工事など特に管理項目の少ない工事については、契約後に当該工事の監督職員と検査職員との協議のうえ、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

2 評定の項目は、次のとおりとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、主任監督員、総括監督員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、採点方式により実施し、工事ごとに評定者が独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定める様式及び考查項目別運用表により行うものとする。

- (1) 請負代金額が 500 万円以上

工事成績採点表（様式第1号）及び別紙－1から別紙－3までの「考查項目別運用表」

- (2) 請負代金額が 130 万円以上で 500 万円未満

小規模工事成績採点表（様式第9号）及び別紙－7から別紙－9までの「考查項目別運用表（小規模工事）」

3 前項の採点に当たっては、次の各号に掲げる考查項目の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を考慮して行うものとする。

- (1) 「施工体制」、「施工状況」及び「出来形及び出来映え」 別紙－4「記入方法及び留意事項」、別紙－5「施工プロセスチェックリスト」及び別紙－6「一

括下請負の点検表」

- (2) 「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況通知書（様式第4号）

4 前項第2号に掲げる書類が受注者から提出されなかった場合は、同号に掲げる
考査項目（「工事特性」を除く。）について採点しない。

5 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）によるものとする。

6 評定結果は、工事成績評定表（様式第3号）に記録するものとする。

（評定の時期）

第6条 評定は、総括監督員及び主任監督員は工事が完成したとき、検査職員は中間検査、出来高検査及び工事完成検査を実施したときに、それぞれ行うものとする。

（評定結果の報告）

第7条 総括監督員及び主任監督員は、工事成績採点表等を主管課長を経て検査職員に報告しなければならない。

2 検査職員は、前項の工事成績採点表等に評定点合計まで記載し、工事検査室長（「工事検査室長が不在等で急施を要するときは、つくば市事務決裁規程に準ずる。」以下同じ。）に報告しなければならない。

3 工事検査室長は、前項の報告を受けたときは、その評定の結果を主管課長に送付しなければならない。

（評定結果の通知）

第8条 市長は、遅滞なく、受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第5号）及び項目別評点表（様式第6号）により通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 主管課長は、前条の評定の結果を通知した後、評定を修正する必要があると認められる場合は、工事検査室長に評定の修正を報告しなければならない。

2 工事検査室長は、前項の修正の報告を受けたときは、遅滞なく、その評定の結

果を修正し、主管課長及び受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条及び第9条第2項による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書（様式第7号）により、市長に評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項による評定の内容について説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定に係る説明回答書（様式第8号）により回答するものとする。
- 3 市長は、前項の回答を行う場合、別に定めるつくば市工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めなければならない。
- 4 前項に掲げる委員会の設置に関する細目については、別に定めるものとする。

(評定結果の公表)

第11条 評定結果は、閲覧による方法で公表するものとする。

- 2 公表は総務部契約検査課工事検査室で行い、公表期間は工事完成検査を行った日の属する年度及び翌年度とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、工事検査室長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
(つくば市工事等成績評定要領の廃止)
- 2 つくば市工事等成績評定要領（平成20年7月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領による改正後のつくば市工事成績評定要領は、第1項に規定する日以後に締結する契約に適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。